第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

199,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	7,800
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	23,700
山口県	2,700
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	40,700
熊本県	現行水準
鹿児島県	8,200

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	103,800
まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三　ずわいがに太平洋北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

20トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
宮城県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	19
ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四　ずわいがに日本海系群Ａ海域

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
富山県	39
石川県	329
福井県	243
京都府	25
島根県	現行水準